

52 公益財団法人宮城県体育協会

1 基本情報(平成30年3月31日現在) ※平成30年4月1日付けで公益財団法人宮城県スポーツ振興財団(現宮城県スポーツ協会)と合併し、解散。

所在地	仙台市青葉区上杉一丁目2-3			代表者	会長 鈴木 省三			
電話	022-726-4211	ファックス	022-726-4212	ホームページ	http://www.miyagi-taikyo.or.jp			
設立	昭和46年8月13日	改革分類	自立支援団体	県担当課	教育庁 スポーツ健康課			
出資等の状況	第1位	宮城県 (54.7%)	第2位	競技団体 (25.8%)	第3位	県体育協会 役員等 (8.0%)	その他	市町村 体育協会他 (11.5%)
		75,000 千円		35,355 千円		10,976 千円		15,729 千円
設立目的(定款等)	体育関係諸団体と連携し、生涯スポーツの振興と競技力の向上に関する事業を実施することにより、宮城県における総合的なスポーツの振興を図り、もって、県民一人ひとりが、スポーツを通じて生きがいのある健康的な生活を営み、明るく豊かな地域社会を形成する「県民総スポーツ社会」の実現に寄与することを目的とする。						出資等総額	137,060 千円 (100.0%)

2 主な事業内容

事業名	事業費(単位:千円)			事業内容	
	27年度	28年度	29年度		
事業1	競技力向上事業	93,751	85,300	130,274	国民体育大会及び東北総体への派遣事業
	全体事業に占める割合	44.5%	40.0%	49.3%	
事業2	競技力向上事業	99,479	109,226	95,520	国体選手等の強化、ジュニア選手の育成強化、指導者の育成等
	全体事業に占める割合	47.2%	51.2%	36.1%	
事業3	生涯スポーツ事業	17,526	18,620	38,479	地域スポーツクラブ普及事業、広域スポーツセンター運営事業、スポーツ少年団事業、指導者資格取得養成等
	全体事業に占める割合	8.3%	8.7%	14.6%	
その他の事業	全体事業に占める割合				
全体事業費		210,756	213,146	264,273	指定管理者
全体割合		100.0%	100.0%	100.0%	

3 評価

(1) 団体の使命・役割

現在の団体としての公益的使命・役割・目標	県が期待する団体の役割(県施策との関連等)
加盟団体(54競技団体、2学校体育団体、35市町村体育協会、35市町村スポーツ少年団)を擁しており、この団体を活用して県民一人ひとりの健康と体力維持の増進を図る役割を担う。	加盟団体である競技団体、学校体育団体、市町村体育協会等を組織化している団体の特性を生かし、宮城県スポーツ推進計画の施策の柱である生涯・競技スポーツの推進及びスポーツ環境の整備において、重要な役割を担うことを期待している。

(2) (1)に対する団体の自己評価及び県の所見(29年度)

団体による自己評価	県(主務課)の所見
財源を県補助金に頼るところが多く、他に見込める収入は加盟団体等の会費である。県補助金は年々減少傾向にあり、事業衰退が認められることから、公益財団法人宮城県スポーツ振興財団(現宮城県スポーツ協会)との合併を選択した。	加盟団体と連携することで、各種目や競技団体ごとのニーズを把握し、効果的にスポーツ関連事業を展開している。公益財団法人宮城県スポーツ振興財団(現宮城県スポーツ協会)との合併により、事業実施体制の充実が図られている。

(3) 団体に対する総合評価(29年度)

項目	団体による自己評価	県(主務課)の所見	参考指標	
イ	組織運営の健全性 ※1	限られた職員で多くの事業を手がけており、コンプライアンス経営を充実するための取組が不十分となった。	組織運営の健全性については、コンプライアンスの確保において改善すべき点が認められたため、合併後には、知見のある理事や公認会計士等の関与により、組織運営の健全化及び透明化を図りたい。	C
ロ	財務の健全性 ※1	法人運営に関し、自己財源だけでは厳しく、補助金の交付に頼らざるを得ないのが現状である。	平成29年度当期正味財産増減額がマイナスとなるなど、厳しい財務状況となっているため、合併後には、役員等の削減や組織統合等により、財務の健全化を図りたい。	B
(2)及び上記イ・ロを踏まえた総合評価・今後の方向性と課題		財政基盤の安定化及び公益目的事業や情報発信を公益財団法人宮城県スポーツ振興財団(現宮城県スポーツ協会)と一元化していくことを目的とし、合併に至った。	組織運営、財務ともに改善点が認められたが、合併するにあたり、県と合併する両団体で検討を重ね、組織統合時に健全化、透明化が図られている。今後、合併後の組織運営等を見ながら、引き続き健全化等の検討を行う必要がある。	総合評価 B

※1 上記イ及びロにおける「団体による自己評価」「県(主務課)の所見」及び「参考指標」は、それぞれの項目に係る経営評価指標に基づき記載しているもの。

4 経営状況 (単位:千円)

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	増減(29-28)
貸借対照表	資産合計	194,109	199,546	198,318	△ 1,228
	流動資産	46,218	50,904	45,814	△ 5,090
	固定資産	147,891	148,642	152,504	3,862
	うち基本財産	137,060	137,060	137,060	0
	負債合計	16,099	20,400	22,437	2,037
	流動負債	5,322	8,826	6,993	△ 1,833
	固定負債	10,777	11,574	15,444	3,870
	うち長期借入金	0	0	0	0
	正味財産合計	178,010	179,146	175,881	△ 3,265
	指定正味財産	137,060	137,060	137,060	0
一般正味財産	40,950	42,086	38,821	△ 3,265	
正味財産増減計算書	経常収益	305,538	294,649	341,573	46,924
	うち事業収益	2,366	2,517	1,991	△ 526
	経常費用	307,880	293,513	344,838	51,325
	うち管理費	20,456	18,542	23,300	4,758
	評価損益等調整前当期経常増減額	△ 2,342	1,136	△ 3,265	△ 4,401
	当期経常増減額	△ 2,342	1,136	△ 3,265	△ 4,401
	経常外収益	0	0	0	0
	経常外費用	0	0	0	0
	当期経常外増減額	0	0	0	0
	当期一般正味財産増減額	△ 2,342	1,136	△ 3,265	△ 4,401
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	
当期正味財産増減額	△ 2,342	1,136	△ 3,265	△ 4,401	
県の財政的関与	補助金	231,869	234,183	264,673	30,490
	委託金 ※2	8,599	8,614	8,197	△ 417
	負担金	0	0	0	0
	補助金等合計	240,468	242,797	272,870	30,073
	総収入 ※3	305,538	294,649	341,573	46,924
	総収入に対する補助金等割合	78.7%	82.4%	79.9%	
	単年度貸付額	0	0	0	0
	年度末貸付金残高	0	0	0	0
損失補償(債務保証)残高	0	0	0	0	

※2 委託金:随意契約によるものが対象。指定管理者制度に係る管理委託料は、非公募により選定された場合が対象。
(なお、非公募で指定管理者となった団体に利用料金収入がある場合は、利用料金収入を含めた額を計上している。)

※3 総収入=経常収益+経常外収益+当期指定正味財産増減額【正味財産増減計算書】

5 主な経営指標

評価項目	算式等	平成27年度	平成28年度	平成29年度	増減(29-28)
正味財産比率	正味財産合計÷資産合計(純資産)×100	91.7%	89.8%	88.7%	-1.1%
流動比率	流動資産÷流動負債×100	868.4%	576.8%	655.1%	78.4%
借入金依存度	(長期借入金+短期借入金)÷資産合計(総資産)×100	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
経常利益率	当期経常増減額÷経常収益×100	-0.8%	0.4%	-1.0%	-1.3%
管理費比率	管理費÷経常収益×100	6.7%	6.3%	6.8%	0.5%

6 組織・役職員の状況

(人)

役職員の人数		平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績)	平成30年度 (6月末現在)	29年度における 常勤役職員の状況	
役員	常勤 (うち県OB)	1 (0)	1 (0)	- (-)	常勤役員	
	非常勤 (うち県OB)	32 (4)	27 (4)	- (-)	平均年齢	1名のため非公開
職員	常勤職員 (※4)	7	7	-	平均年収 (千円)	1名のため非公開
	プロパー職員	2	2	-	常勤職員(プロパー)	
	県OB	2	2	-	平均年齢	48.0
	県派遣職員	2	2	-	平均年収 (千円)	5,421
	その他の派遣職員	1	1	-		
上記以外の職員(※5)	6	6	-			

※4 常勤職員:プロパー職員、県派遣・県OB、その他の派遣職員(県以外の自治体、民間企業等)を指すもの。

※5 上記以外の職員:任期付職員、契約社員、嘱託、非常勤職員、臨時職員及びパート・アルバイト等、常勤職員に該当しない職員の合計を指すもの。